

「母子保健情報のデジタル化について※」の概要

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告書（令和5年3月14日）

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

現状：H30年検討会にて母子保健情報（妊婦健診、3～4か月・1歳6か月・3歳児健診の一部）の標準的な電子的記録様式を策定、R2年度からマイナポータルで閲覧可能

➡ マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、**マイナポータルで閲覧できる母子保健情報を拡充**

＜現時点で新たに追加すべき情報（例）＞ ※こども家庭庁における議論の進捗等を踏まえて引き続き更なる追加を検討

妊産婦の情報：妊娠中の喫煙・飲酒、感染症検査、産婦健診、産後ケア事業、EPDS等のアセスメントの実施

※あわせて、以前から電子化の対象だった妊婦健診情報について、市町村が必ず電子化する情報に指定

乳幼児の情報：新生児訪問指導等、屈折検査（3歳児健診）、歯の汚れ・形態・色調（1歳6か月・3歳児健診）

※あわせて、①自治体独自の乳幼児健診の情報を記録可能に、②以前から電子化の対象だった先天性代謝異常等検査・新生児聴覚検査について、市町村が必ず電子化する情報に指定

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

* 今後、将来的なデジタル化の進展等を見据え、現行のプロセスを前提としない情報のやり取りの仕組み等について検討・検証を考慮すべき

乳幼児健診（個別健診）を例に現行の情報プロセスごとに整理*⇒ 今後、母子保健情報デジタル化実証事業等を通じて対応策等を検討

健診情報の流れ	現行のプロセス	主な課題
	保護者が問診票に回答～医療機関で確認	問診票が紙で運用⇒問診票の確認までにタイムラグ
	健診実施～自治体への結果報告	紙で結果報告、医療機関から自治体に情報を電子的につなぐ仕組みがない
	報告された結果のデータ化	83.5%の市町村で職員がデータ入力⇒業務負担、システムの財源確保が課題
	データの情報管理	データの保存期間などの保管・管理の仕組みが未整備※
	データの利活用	データ分析の人材確保が困難、個人情報の取扱いなどの仕組みが未整備※
	マイナポータルへの情報登録～閲覧	閲覧可能な母子保健情報の充実が必要

※医療DXの議論で全国医療情報プラットフォームについて検討されており、他分野での議論の状況を踏まえた対応が必要

母子保健情報の標準的な電子的記録様式の主な項目

※赤字は市町村が必ず電子化する項目
(最低限電子化すべき項目)

電子化済みの項目

新たに電子化する項目

妊産婦の情報

妊婦健診	<各回の妊婦健康診査において実施する事項> 体重測定、妊娠高血圧症候群の精査等 <必要に応じた医学的検査の結果> 血液型、ヘモグロビン等の血液検査、肝炎及び風疹等の感染症検査、 子宮頸がん検診等 <妊娠中と産後の歯の状態> 要治療のむし歯、歯の炎症等 <妊娠中の経過> 受診回数、妊娠週数等 <出産の状態> 妊娠期間、分娩方法等 <出生時の児の状態> 体重、身長等
産婦健診	※これまで電子化の対象外
産後ケア	
アセスメント	



<妊婦の健康状態> 妊娠中の喫煙、飲酒 <感染症検査等> 肝炎及び風疹等の感染症*、 HIV抗体等の性感染症等 <妊娠中の経過>* 受診回数*、妊娠週数*等 <出産時の児の状態>* 体重*、身長*等
子宮復古、体重、血圧等
実施日、方法
EPDS等の実施日及び点数

乳幼児の情報

基本情報	<妊娠及び分娩歴> 妊娠中の高血圧や尿糖の有無、出生時体重や身長 <発達> 笑う、定頸、発語、独歩等		
新生児スクリーニング	先天性代謝異常等検査 新生児聴覚検査		
新生児訪問指導等	※これまで電子化の対象外		
3～4か月児健診	健診受診日、 健診受診時年月齢、 体重、身長等 診察所見（精神発達 や運動機能等）・判定 栄養	(歯科健診の実施なし)	股関節開排制限、斜頸等
1歳6か月児健診		歯科所見（むし歯等）・判定	視覚、聴覚、離乳
3歳児健診		精密健康診査（受診日等）	検尿、 眼科所見・判定 耳鼻咽喉科所見・判定
他の乳幼児健診	※これまで電子化の対象外		



※対象項目なし
先天性代謝異常等検査* 新生児聴覚検査*
日齢、体重、身長、栄養法等
精密健康診査（受診日等）
歯科所見（歯の汚れ、歯の形態・色調） 屈折検査 歯科所見（歯の汚れ、歯の形態・色調）
健診受診日、体重、身長、 精密健康診査（受診日等）等

* これまで「標準的な電子的記録様式」に含まれたが、
今回「最低限電子化すべき項目」に追加する項目

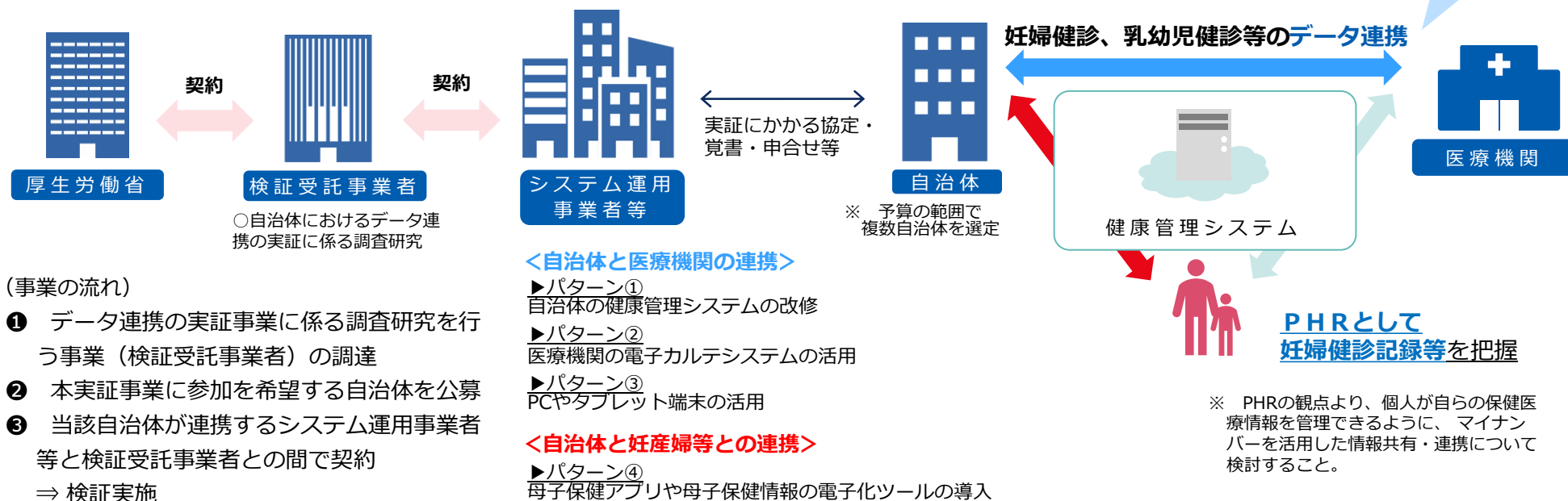
1 事業の目的

- 現状、妊婦健診、乳幼児健診の結果等については、実施者が母子健康手帳に記入するとともに、自治体が医療機関から提供された健康診査の結果等を、健康管理システムやマイナポータルの中間サーバーに登録しているが、自治体における登録までには数ヶ月かかっており、速やかな母子保健情報の電子化・閲覧ができていない状況にある。
- このため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携等を行い、母子健康情報のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。

母子健康手帳のデジタル化のためには、医療機関の情報のデータ連携が必要

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 予防接種デジタル化事業の実施状況を踏まえつつ、母子健康情報デジタル化の全国展開に向けた検証事業を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）
 【補助率】定額

1 目標

- 母子保健情報の各プロセスについて、現状の把握を行った上で課題を整理し、課題に対する実現可能な対応策の検討や提示を行い、母子保健情報のデジタル化、DX 化に向けた施策の検討に資する知見を得ることを目標とする

2 求められる成果

- 母子保健情報の発生から利活用に至るまでの一連の流れ（妊婦健診や乳幼児健診等の健診等実施時の結果の記録、医療機関から自治体への情報共有、（紙媒体等で提供された場合等の）情報の電子化、情報の管理、行政等によるデータの利活用、といったプロセスや、医療機関のカルテ情報等の情報との連結、個人情報保護法に係る適切な対応、母子保健情報のデータ規格の標準化の推進等の取組、など）について、医療機関や自治体等における各プロセスの現状を明らかにし、課題を分析し、提示すること。
- 自治体や民間事業者のヒアリングや事例収集等を通じて、上記で整理した各プロセスにおける課題に対する実現可能な対応策を、複数パターンで検討・提示すること。
- 自治体等の行政が保有する母子保健情報を実際に利活用することにより、母子保健情報の具体的な利活用事例を複数提示すること。また、その他、実現可能な母子保健情報の利活用の方法について整理し提示すること。
- 自治体等の行政が保有する母子保健情報を、自治体や国において事業や政策等に利活用する方法の検討と利活用する際のマニュアルや支援ツールを作成すること。

3 研究費の規模等

- 研究費の規模： 1 課題当たり年間 20,000 千円程度※（間接経費を含む）
- 研究実施予定期間： 令和 5 年度～令和 7 年度
- 新規採択課題予定数： 1 課題程度※

※ 研究費の規模等はおおよその目安。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがある。